

# 市税などの納付には 口座振替のご利用を

口座振替制度は、指定した金融機関等の口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関等に納付に行く手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

利用できる金融機関等  
(29年4月1日現在)

西武信用金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東京都民銀行、武蔵野銀行、東和銀行、八千代銀行、西京信用金庫、東京信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信連および東京都の各農協、ゆうちょ銀行・郵便局。

## 利用できる預金種目

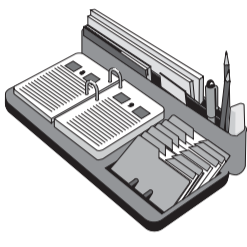
普通預金、当座預金、納税準備預金(後期高齢者医療保険料は利用できません)。

## 申し込み方法

市内の金融機関等で手続きができます。預貯金通帳、通帳届け出印、納税通知書を持参してください。

## 夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありますか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。



来庁の日時をご連絡ください。【日時】夜間納税相談窓口 4月27日(木)午後8時まで、休日納税相談窓口 4月22日(土)・23日(日)のいずれも午前9時～午後4時。【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。【注意】納税証明書の発行はできません。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

## 29年度における固定資産税・都市計画税のありまし

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1.4%です。都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。29年度の税率は0.24%です。固定資産税・都市計画税の



税額は、「課税標準額×税率」により算出されます。「課税標準額」は原則として、固定資産課税台帳に登録された価格です。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

## 土地の価格・税負担

土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し(評価替え)を行う制度が取られた



## 振り替え済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付しません。預貯金通帳を記載し、振り替え済みであることを確認してください。

## 注意事項

納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高などに注意ください。振替口座を登録した後に、固定資産税を登録した後に、固定資産税通知書を5月1日(月)に発送します。第1期の納期限は5月31日(水)です。

## 注意

市外金融機関等をご利用の方や来庁する時間がない場合などは、依頼書を郵送しますので同課管理係 ☎470・7729へご連絡ください。※29年度の口座振替は、1



## 中高層耐火住宅など

一定水準以下の土地は税負担が引き下げられます。このため、前年度より価格が下がった土地についても、税額は据え置かれたり引き上げられる場合があります。

## 家屋の評価・税負担

家屋については28年度の評価額を据え置きます。次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、28年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

## 対象家屋

①25年1月2日～26年1月1日に建築された一般住宅(次の②以外の家屋) ②23年1月2日～24年1月1日に建築された3階建て以上



## 29年度 国民健康保険税(国保税)の税率などを改定しました

国保税を改正する条例が、3月の29年第1回市議会定例会で可決されました。今回の改正では、地方税法などの改正に則して、低所得者に対する軽減措置の見直しを行うほか、昨年に引き続き、30年度からの国保の広域化に向けた対応として、平等割額の切り下げを行いました。これを、一般会計からの赤字繰り入れ(27年度決算では、4億8000万円)と、国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより補っています。

## 改定の内容

市では、健康情報提供サービス(SUPiO(クピオ))の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復等の受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでいますが、その取り組みを上回る規模で

医療費は年々増加しており、今年度も1人当たり約1600円の増加が見込まれています(左表1参照)。その他、被保険者の減少などを含めた財源不足は、約1億8500万円に上り、国保制度運営を維持するため国保税率などを改定しました(左表2参照)。

低所得者に対する軽減措置の見直しでは、経済動向を踏まえて2割と5割の軽減判定所得を引き上げました。また、30年4月からの国民健康保険の広域化に向けて、現在の所得割・均等割・平等割の3方式による課税から、平等割のない2方式へ変更する必要があります。そのため、昨年に引き続き、平等割額を切り下げました。なお、29年度の予算編成に当たっては、一般会計からの法定外繰り入れを約5億9093万円、国保事業運営基金(貯金)から1億8000万円の投入を行い、改定幅の抑制と財源不足の補てんを行いました。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

## 市の滞納債権の一部を納税課で徴収します

市には、市税以外に、保育園保育料や学童保育費など、市にお支払いいただくお金があります。これを債権と呼んでいます。市の債権の滞納額の減少と徴収の効率化を図るため、4月から市の滞納債権の徴収を一部納税課に移管して、専門の職員が財産の差し押さえや裁判所を利用した法

## 公正・公平な市民負担を確保するためにも必要な取り組みですので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、納付に際してお困りの事情がある方は、放置せず早急に担当課へ相談してください。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

表1 1人当たりの保険給付費の推移(一般分)

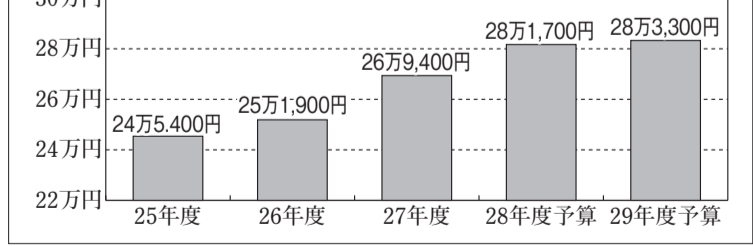


表2 税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	28	4.71%	2万9,200円	4,400円	54万円
	29		3万700円	2,200円	
後期高齢者支援分	28	1.91%	1万1,600円	1,800円	19万円
	29		1万2,200円	900円	
介護分	28	1.56%	1万1,400円	3,000円	16万円
	29		1万2,700円	1,500円	